

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集

「作業基準書」をイラストで表現
安全衛生の意識改革進む

ビル代行

ニュース

つり足場の安全標準作成へ

厚労省 設置・解体で災害多発

いんたびゅう

OJT徹底で新人の感受性高めたい

末松 清志さん

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

No.2160

2012

4 / 15



社労士が教える 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21東京会
鶴田社会保険労務士事務所
所長 鶴田晃一

第127回

ステーキチェーン店のパートが鉄板を洗う仕事で腱鞘炎に

■ 災害のあらまし ■

鉄板焼きステーキを主力にしている外食チェーン店で、パートタイマーとして勤務しているA子さん。仕事内容は接客、簡単な盛り付け、食器の洗浄までと多岐にわたっていた。新しいパートタイマーが入り、ステーキ用鉄板を洗う作業に従事することが多くなったある日、A子さんから鉄板を洗う仕事が原因で腱鞘炎になったので労災申請をしてほしいと店長に申し出があった。

■ 判断 ■

腱鞘炎になった理由が業務に起因しているかが判断の分かれ目であったが、このケースでは担当業務への従事期間、過重な業務であったか、また業務以外の要因も検討され、業務だけに起因しているとは認められず業務外と判断された。

■ 解説 ■

上肢作業に伴う上肢などの運動器の障害は、加齢や日常生活とも密接に関連しており、その発症には、業務以外の個体要因（例えば年齢、素因、体力など）や日常生活要因（例えば家事労働、育児、スポーツなど）が関与していることが多い。上肢などに負担のかかる作業と同様な動作は、日常生活の中にも多数存在しているため、これらの要因をも検討したうえで、業務に起因しているか判断することとなる。

手・腕・肩など上肢に負担のかかる作業に従事する労働者に発症した腱鞘炎などの業務上外の認定は、平成9年通達「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」（平9・2・3基発第65号）が示されており、これに基づき判断することになるである

う。

認定の要件

・上肢などに負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること。

・発症前に過重な業務に就労したこと。
・過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること。

ここでいう相当期間とは、上肢障害の発症までの作業従事期間について、原則として6カ月程度以上とされている。腱鞘炎などについては、作業従事期間が6カ月程度に満たない場合でも、短期間のうちに集中的に過度の負担がかかった場合には、発症することがあるので留意することになっており、このケースでは上記の点から検討することになる。

Aさんの場合は、ステーキの鉄板を洗う作業が増えて2カ月程度と聞いている。また、鉄板を洗う回数は増えたようだが、その作業だけを続けて行っているわけではなかった様子である。

次に、過重な業務かどうかだが、原則として次の①または②に該当するものをいうとされている。

①同一事業場における同種の労働者と比較して、おおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前3カ月程度にわたる場合。

②業務量が一定せず、例えば次のイまたはロに該当するような状態が発症直前3カ月程度継続している場合。

イ 業務量が1カ月の平均では通常の範囲内であっても、1日の業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1カ月のうち10日程度認められるもの。

ロ 業務量が1日の平均では通常の範囲内であっても、1日の労働時間の3分の1



程度にわたって業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1カ月のうち10日程度認められるもの。

Aさんの場合、業務量自体には変更はなく、行う業務の割合が変更になり、以前より鉄板を洗う作業が増えたとのことであった。

量的評価のほか、次のような質的要因が認められる場合は、それらの要因も含めて総合的に判断することになる。

- ・長時間作業、連続作業
- ・他律的かつ過度な作業スペース
- ・過度の緊張
- ・不適切な作業環境

今回のケースでは、業務起因性が検討すべき点であった。

特に上肢などに負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事していたか、および、過重な労働にあたるのか、業務以外の要因についても総合的に検討・判断が行われたものであろう。

将来にわたり病気やケガの発生の可能性のある業務については、特に安全上の配慮や労働負荷・従事期間などもきちんと把握しておくことが、大切なことであり、事前対策を日頃からとることが重要と考える。